

北海道アスベストセミナー
令和4年（2022年）11月14日

資料 8

札幌市のアスベスト飛散 防止対策について

札幌市環境局環境対策課

1

本日の話題

- 1 事前調査報告
 - (1) 受付状況
 - (2) 報告入力時の注意事項
 - (3) 報告に基づくパトロールについて
- 2 不適切な事前調査事例
- 3 札幌市の普及啓発の取組

2

1 事前調査報告

(1) 受付状況について

令和4年から自治体への事前調査報告が始まっています。
札幌市の受付状況は下記のとおり

総受付件数（令和4年10月末時点）

4452件

<使用建材別内訳> ※重複あり

レベル1	24件
レベル2	60件
レベル3	2138件
石綿建材の使用なし	2292件

報告内容の不備が多く見られました。

3

1 事前調査報告

(2) 報告入力時の注意事項

① 「申請区分」のチェックを忘れずに

新規申請

新規申請 > 元方（元請）入力

1 元方入力 2 請典入力 3 調査入力 4 申請（確認） 5 申請（登録）

工事に関する基本情報

申請区分 必須

労働安全衛生法（石綿障害予防規則）

大気汚染防止法

元方（元請）事業者情報

3-12 / 6-39

4

1 事前調査報告

(2) 報告入力時の注意事項

② 「仕上塗材」を「吹付け材」として誤って報告

材料種類ごとの石綿含有の有無と措置

解体・改修の対象にそれぞれの材料が含まれる場合に当該材料の種を記入してください。当該材料が使用されていない、又は解体・改修の対象ではない場合、当該材料種の記入は不要です。
例：当該材料があり、解体又は改修予定だが、石綿は無い場合⇒石綿含有「無」を選択
例：当該材料がないの解体・改修の対象ではない場合⇒当該材料の入力は不要

作業対象の材料種類（名称）

材料種類	石綿含有の有無	措置
吹付け材	有 <input type="radio"/> みなし <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	3:分析
仕上塗材	有 <input type="radio"/> みなし <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	3:分析

5

1 事前調査報告

(2) 報告入力時の注意事項

② 「仕上塗材」を「吹付け材」として誤って報告

⇒ 「吹付け材」として報告してしまうと
「レベル1」と判定されてしまい、
 当課から**大防法に基づく届出について**
確認をさせていただくことになります。

「吹付けバーミュキライト」
 「吹付けパーライト」は、**レベル1対応**なので吹付け材の欄で報告すること。

6

1 事前調査報告

(2) 報告入力時の注意事項

③ 建物に使用されていない建材を誤って「無」で報告

事前調査の結果及び
予定する石綿の除去などに係る措置の内容

材料種類ごとの石綿含有の有無と措置

解体・改修の対象にそれぞれの材料が含まれる場合に当該材料の欄を記入してください。
当該材料が使用されていない、又は解体・改修の対象ではない場合、当該材料欄の記入は不要です。
例：当該材料があり、解体又は改修予定だが、石綿は無い場合⇒石綿含有「無」を選択
例：当該材料がないor解体・改修の対象ではない場合⇒当該建材の入力は不要

作業対象の材料種類（名称）

吹付け材	石綿含有の有無	● 有 ● ありなし ● 無
含有無しと判断した 根拠	1: 目視 2: 設計図書 (4を除く) 3: 分析	5: 建築材料等の製造年月日
保温材	石綿含有の有無	● 有 ● ありなし ● 無
含有無しと判断した 根拠	1: 目視 2: 設計図書 (4を除く) 3: 分析	4: 建築材料等の製造者による証明 5: 建築材料等の製造年月日
埋設断熱材	石綿含有の有無	● 有 ● ありなし ● 無
含有無しと判断した 根拠	1: 目視 2: 設計図書 (4を除く) 3: 分析	4: 建築材料等の製造者による証明 5: 建築材料等の製造年月日

7

1 事前調査報告

(2) 報告入力時の注意事項

③ 建物に使用されていない建材を誤って「無」で報告

⇒ 「無」と入力することで、その根拠についても
選択してチェックする必要があります。

使用されていない建材については、調査していない
ということで「無」の報告も必要ありません。

材料種類ごとの石綿含有の有無と措置

解体・改修の対象にそれぞれの材料が含まれる場合に当該材料の欄を記入してください。
当該材料が使用されていない、又は解体・改修の対象ではない場合、当該材料欄の記入は不要です。
例：当該材料があり、解体又は改修予定だが、石綿は無い場合⇒石綿含有「無」を選択
例：当該材料がないor解体・改修の対象ではない場合⇒当該建材の入力は不要

8

1 事前調査報告

(2) 報告入力時の注意事項

- ④ 同一工事で複数の建築物を解体する際にまとめて1つの報告としている。

報告システムの記入例には、「解体工事の代表する建築物の構造を選択する」と書いてありますが・・・

9

1 事前調査報告

(2) 報告入力時の注意事項

- ④ 同一工事で複数の建築物を解体する際にまとめて1つの報告としている。

⇒解体する建物が「S造」や「RC造」など構造が異なる場合、報告内容の確認が煩雑になってしまう

建築物の構造が異なる際は『建物ごとの報告』にご協力いただきたい。(例：工事名称 + (建物名) など)

10

1 事前調査報告

(3) 事前調査報告に基づくパトロールについて

令和4年度から「事前調査報告」「建設リサイクル法の届出」「苦情相談」により立入を実施

立入件数（R4年10月末時点）

216件（前年度：230件）

主な指導事項

- ・ **お知らせ掲示なし** 115件（53%）
- ・ **事前調査報告なし** 75件（35%）

その他・・・作業計画の作成、事前調査結果の備え置きなど

11

1 事前調査報告

(3) 事前調査報告に基づくパトロールについて

「通常パトロール」 + 「看板パトロール」



10月から事前調査報告を受けた現場を対象に調査結果を確認（アナライザーを用いた簡易チェックも実施）

主な確認箇所：外壁、軒天、ボード、煙突、長尺シート

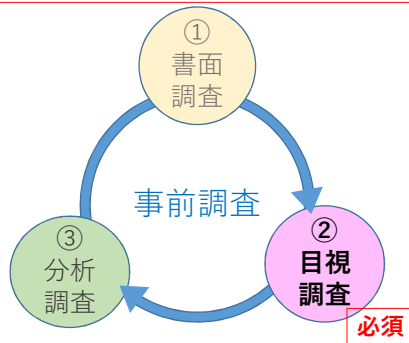


12

2 不適切な事前調査事例

事前調査を適正に行わず、石綿除去作業の届出を行い、除去前の札幌市が行う養生検査時に届出した施工計画の範囲外に約600㎡の吹付けアスベストが発見された。

ここで改めて事前調査の方法を確認...



- ・吹付けロックウール
- ・ひる石 など

本事案については

- ・発注者が建材の分析調査を行った計量証明が存在し、元請に渡っている。
- ・元請業者は、時間が無かったので目視調査をしっかりと行っていなかった。
- ・アスベスト除去の専門業者も他の業者から入手した簡易な図面で除去計画を立てた。

なお、元請事業者は

建築物石綿含有建材調査者の有資格者

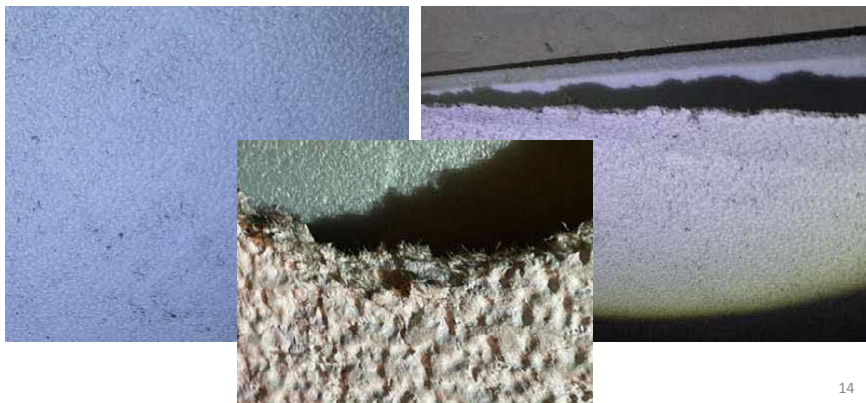
13

2 不適切な事前調査事例

<現場の様子>

届出上はS造の鉄骨の梁・柱に石綿含有ロックウール有

⇒ 養生検査時に届出外の吹付けアスベストを確認



14

2 不適切な事前調査事例

<現場の様子>

吹付けロックウールについては、天井面にも施工されていることが発注者から提供された分析調査結果からも把握することが出来たが、除去計画から漏れていた。



「工事の停止」及び「再度事前調査を行った上で改めての届出」を指導

目視調査を怠るなど「建築物石綿含有建材調査者」の有資格者が事前調査をないがしろにしていることが大きな問題と捉えている。

15

2 不適切な事前調査事例

再発防止策としては、

- ・届出の添付資料として「発注者への事前調査報告結果」を追加
- ・元請事業者が発注者へ特定粉じん排出等作業完了報告を行っているか、更に作業記録の保管などを適切に行っているかについて事務所への立入検査を実施

などの検討を進める予定

16

3 札幌市の普及啓発の取組

アスベスト建材を除去する工事を適性に行うには、**発注者**（適切な工期・費用負担等）の理解が欠かせません。

広報さっぽろ9月号

アスベストの事前調査や飛散防止にご協力を

住宅のリフォームや解体の際は、アスベストの事前調査や飛散防止対策が施工者に義務付けられています。適切な工事が行われるよう、発注する際は無理のない工期設定や工事費用の負担にご協力ください。

環境対策課（211）2882、HP

発注者・建物所有者向けチラシ

建物の解体・改修時のアスベストに注意！

建物を解体・改修する際はアスベスト対策が必要です。工事を発注するときは、適切なアスベスト対策のため、以下の事項に留意してください。

1 事前調査への協力（大気汚染防止法第18条の15）

建物の解体等を行う場合、施工者はアスベストを含む建材の事前調査を行う必要があり、発注者はこれに協力しなければなりません。



事前調査の方法

- 書面調査：設計図書等からアスベストが含まれた建材の有無を推定します。
- 現地調査：書面調査の結果を踏まえ、現地で実際の使用状況を確認します。
- 分析調査：現地調査等でアスベストが含まれているか不明な建材に対し、必要に応じて、建材の分析を行って確認します。

※ アスベストが含まれているか不明な建材は、アスベストが含まれているとみなして取り扱う必要がありますが、廃棄物の処理費用が軽減になる場合があります。

発注者は、施工者が事前調査を適切に行えるよう、**設計図書等の提供、調査費用の負担等にご協力ください。**

※ 発注者の事前調査への協力は法律で義務化されています。

17

3 札幌市の普及啓発の取組

発注者・建物所有者向けのチラシには

- 1 事前調査への協力**（大気汚染防止法第18条の15第2項）
設計図書等の提供、調査費用の負担等
- 2 事前調査結果の説明**（大気汚染防止法第18条の15第1項）
元請業者からの事前調査結果をしっかりと把握
- 3 発注者の届出義務**（大気汚染防止法第18条の17）
レベル1、2建材があれば、届出が必要
- 4 適切な作業への協力**（大気汚染防止法第18条の16）
作業基準の遵守のため適切な作業方法、工期の設定、工事費の負担が必要

などについて解説しています。

18

3 札幌市の普及啓発の取組

施工者の皆様には、**国マニュアルの要点**や札幌市の**条例の規定**などについて分かり易くまとめた

『アスベスト飛散防止対策マニュアル
(事業者向け)』

を用意していますのでご確認ください。

引き続き良好な大気環境保全のため、適切な飛散防止対策に取り組んでいただきたい。



本マニュアル、PDF形式のものは以下札幌市ホームページからダウンロードできます。
https://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/syori.html

19

ご清聴ありがとうございました。

札幌市のアスベストの飛散防止対策関連の情報は下記URLから確認できます。

https://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/syori.html



問い合わせ先：札幌市環境局環境対策課

- 住所 : 札幌市中央区北1条西2丁目市役所本庁舎12階
- 電話 : 011-211-2882
- FAX : 011-218-5108
- E-mail : kankyo_taisaku@city.sapporo.jp

20